

2025～2026 年度  
ICT を活用した特定保健指導  
および利用勧奨業務

公募型プロポーザル実施要領

2025 年 1 月

神戸市 福祉局 国保年金医療課

## 1 業務名称

2025～2026 年度 ICT を活用した特定保健指導および利用勧奨業務

## 2 業務の目的・趣旨

神戸市国民健康保険における特定保健指導の実施率は年々向上し、2023 年度で 23.5%となっているが、全国・兵庫県を下回っており、更に向上させる必要がある。特に 40・50 代や積極的支援対象者は、特定保健指導の継続支援中に脱落する割合が高く、十分な保健指導を実施できていない点が課題である。脱落の理由については、支援を受ける時間がないことや、対面実施に対する心理的ハードルなどが挙げられている。

特定保健指導の利用率及び実施率を向上させ、指導の効果を高めることを目的に、情報通信技術（以下、「ICT」という。）を活用した特定保健指導を実施する。

## 3 業務の概要

### (1) 業務内容

別紙「2025～2026 年度 ICT を活用した特定保健指導および利用勧奨業務委託仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日（2025 年 4 月 1 日以降） ～ 2027 年 3 月 31 日（2 年間）

### (3) 契約上限額

金 58,918 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 2025 年度：29,263 千円、2026 年度：29,655 千円

## 4 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、応募書類に記載の内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

受託者が、業務実績報告書を作成し、本市の検査後、受託者からの請求に基づき支払う。支払い時期については月次または四半期を本市との協議の上決定する。

### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

### (4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務所等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当しないこと。

## 6 スケジュール

公募の開始	2025 年 1 月 27 日（月）
参加申請・質問受付期間	2025 年 1 月 27 日（月）～2025 年 2 月 17 日（月）
質問への回答	2025 年 2 月 21 日（金）
企画提案書提出期限	2025 年 3 月 12 日（水）
提案審査会の開催（予定）	2025 年 3 月中～下旬
審査結果通知（予定）	2025 年 3 月下旬
契約締結・事業開始	2025 年 4 月

## 7 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請の手続き

ア 参加申請受付期限

2025 年 2 月 17 日（月）17 時 30 分

イ 提出方法

メールタイトルを「【参加申請\_R7 神戸市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導および利用勧奨業務プロポーザル】」として、以下のアドレスに電子メールで提出すること。

神戸市福祉局国保年金医療課 保健事業担当

e-mail : kokuho\_hokenjigyo@city.kobe.lg.jp

ウ 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式 1】
- ② 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）【任意様式】
- ③ 共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体結成届出書【様式 5】
  - ※ 共同企業体で参加する場合は、③を作成のうえ、①の書類は代表事業者について、②の書類は構成事業者すべてについて提出すること。
  - ※ 同一の事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。）が複数の提案をすることは認められない。

(2) 質問の受付

ア 受付期限

2025年2月17日(月) 17時30分

イ 提出方法

メールタイトルを「【質問\_ R7 神戸市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導および利用勧奨業務プロポーザル】」として、以下のアドレスに電子メールで提出すること。

神戸市福祉局国保年金医療課 保健事業担当

e-mail : kokuho\_hokenjigyo@city.kobe.lg.jp

ウ 回答

2025年2月21日(金) までに参加者全員に対し、電子メールにより回答する。

(3) 参加資格の選定及び通知

提出書類により参加資格を審査した結果、プロポーザル参加資格を認めなかった申請者にのみ、2025年2月19日(水) までに理由を付して電子メールで通知する。

(4) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、理由を付して参加辞退届を提出すること。【様式6】

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2025年3月12日(水) 17時30分

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届【様式2】
- ② 企画提案書(任意様式)(正本、副本) ……PDFデータ
- ③ 見積書(任意様式) ……PDFデータ
- ④ 業務実績調書【様式3】
- ⑤ 提案審査会出席予定者名簿【様式4】

(3) 留意事項

提出書類は、以下の事項に留意して作成すること。

ア 上記(2)②の企画提案書

- ・ 【別紙 評価基準】を踏まえ、別紙「仕様書」に基づく提案内容を具体的に記載すること。
- ・ A4版、横書きを原則とする。用紙の縦横、カラー・モノクロは不問。
- ・ 社名等は提出書類の正本にのみ記載すること。提出書類の副本には社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

イ 上記(2)③の見積書

- ・ 本業務の遂行にあたり必要とする受託金額を、上限金額(3(3)契約上限額参照)の範囲内で記入すること。
- ・ 記入に当たっては各年度の予定金額及び単価等を詳細に示すこと。
- ・ 消費税抜きと消費税込みの単価がわかるように記載すること。
- ・ 業務の予定件数は仕様書を参照すること。

ウ 当方で受信可能な添付ファイルの上限容量は14MBのため、これを超える場合は、ページを分割して送信すること。

#### (4) 提出方法

メールタイトルを「【提案書\_ R7 神戸市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導および利用勸奨業務プロポーザル】」として、以下のアドレスに電子メールで提出すること。

神戸市福祉局国保年金医療課 保健事業担当

e-mail : kokuho\_hokenjigyo@city.kobe.lg.jp

### 9 審査・選定に関する事項

#### (1) 提案審査会の実施

- ア 提出された企画提案書について、参加者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員が審査を行う。
- イ 提案審査会の開催日時及び実施方法については、後日参加者に通知する。
- ウ 審査会では、8 (2) ②で提出した企画提案書(副本)を使用し、社名等を伏せた状態で提案内容を簡潔に説明すること。その際、保健指導の手法や特色についての説明を必須とする。

#### (2) 評価基準

- ア 審査委員は、【別紙 評価基準】に沿って200点満点で審査を行う。
- イ 審査の結果、各委員の点数の平均点(=評価点)が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が100点未満の場合は候補者として選定しない。
- ウ 評価点が最も高い者が複数いる場合は、「2. 実施内容」の点数が高い者を上位とする。さらにその点数が同点であるときは、「1. 実施体制」の点数が高い者を候補者とする。

#### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

#### (4) 審査結果の通知及び公表

評価結果及び審査結果は2025年3月下旬頃に、採否にかかわらず参加者全員に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲載する。

### 10 その他

#### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外には参加者に無断で使用しない。ただし、採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- エ 提出された企画提案書の差替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- オ 参加申請後に提案者が本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。

カ このプロポーザルによる契約は、神戸市の 2025 年度予算成立を前提とし、2025 年 4 月 1 日以降に行うものとする。また、当該業務の仕様の確定についても同様とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1 神戸市役所 1 号館 4 階

神戸市福祉局国保年金医療課 保健事業担当

TEL : 078-322-0217

FAX : 078-322-6041

e-mail : kokuho\_hokenjigyo@city.kobe.lg.jp

## 評 価 基 準

審 査 項 目	配 点
<b>1. 実施体制</b>	<b>50</b>
<b>ア 人員体制</b>	<b>40</b>
○本業務を適切に実施できる人員体制がとられているか	
本業務の遂行にあたり、管理責任者及び業務従事者（保健師・管理栄養士等の専門職）が十分かつ適切に配置されているか。また、業務内容や実施方法・目標等の情報共有体制が整備されているか	10
業務従事者は十分な保健指導（特に ICT を活用した指導）の経験（実績）・知識・技能等を有しているか。また、業務従事者が知識や技術を得るための人材育成・研修等が適切に行われているか（特定保健指導、ICT 機器操作等）	20
事故発生時（緊急時）やクレーム発生時の体制が整っているか（窓口・手順・連絡体制等）	10
<b>イ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策</b>	<b>10</b>
○個人情報保護及び情報セキュリティにかかる仕組みが十分整備されており、有効に機能するか	
<b>2. 実施内容</b>	<b>120</b>
業務全体のフローが明確に示されており、特定保健指導の利用開始から終了に至るまでの流れ・スケジュールは適切に設定されているか	10
（1）ICT による特定保健指導の実施	
ICT による指導を実施するにあたり、使用機器やツール、対象者へのフォロー体制等が適切なものとなっているか。また、ICT による保健指導を効果的かつ円滑に行う工夫がされているか	10
使用する教材や資材について、保健指導の効果を高めることが期待されるものとなっているか。また、対象者との教材・資材の共有方法が適切に設定されているか	10
対象者の特性に合わせた目標設定や目標達成にむけた指導のノウハウが充実しているか。また、支援終了後の行動継続につなげる工夫がされているか	20
インセンティブは、利用率向上および脱落率低下に向けて効果的な工夫がされているか	20
指導途中の脱落対策について、インセンティブとは別に、効果の見込める独自の提案がされているか	10
特定保健指導の支援記録は、対象者の体重や腹囲の変化、行動目標の達成状況、支援内容を確認できる様式になっているか。また、本市へ記録内容を適切に報告することが可能な体制となっているか	10
（2）特定保健指導利用勧奨および申込受付等業務	
特定保健指導の利用にあたり、対象者の利便性向上に寄与する工夫がされているか（申し込み・予約方法、保健指導の実施日程や方法の設定、問い合わせ体制等）	10
勧奨チラシの記載内容は、対象者の参加意欲が高まるよう工夫されているか。また、利用率向上のための効果的な勧奨策が提案されているか	20
<b>3. 見積金額の妥当性</b>	<b>10</b>
支援対象者の見込み人数での見積金額が最低の者を満点とし、その金額に対する比率で採点する	
<b>4. 地元加点</b>	<b>20</b>
神戸市内に本店又は支店を有している（本店：20点 支店：10点 なし：0点）	
<b>合 計</b>	<b>200</b>